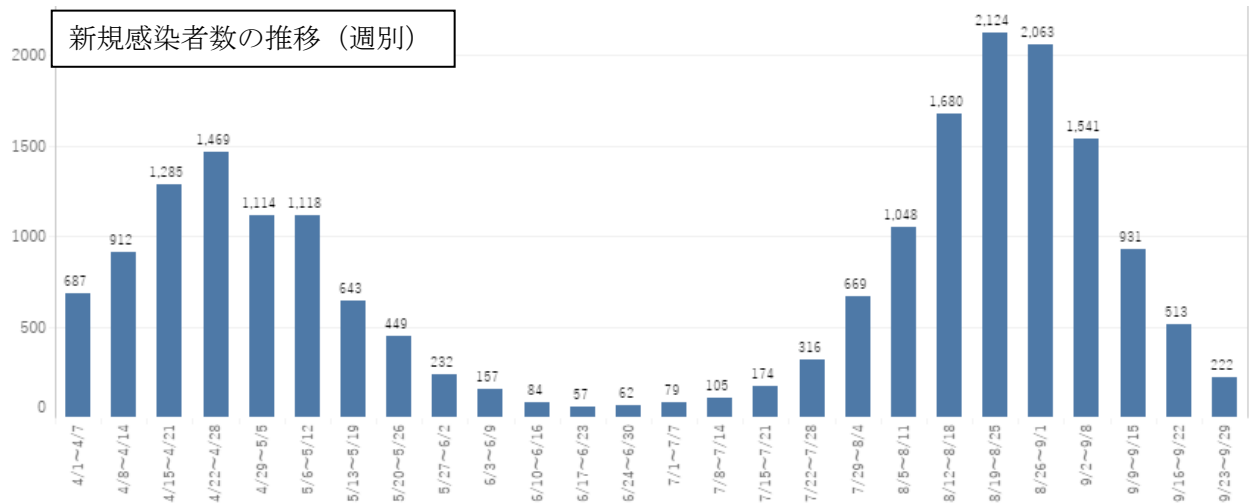
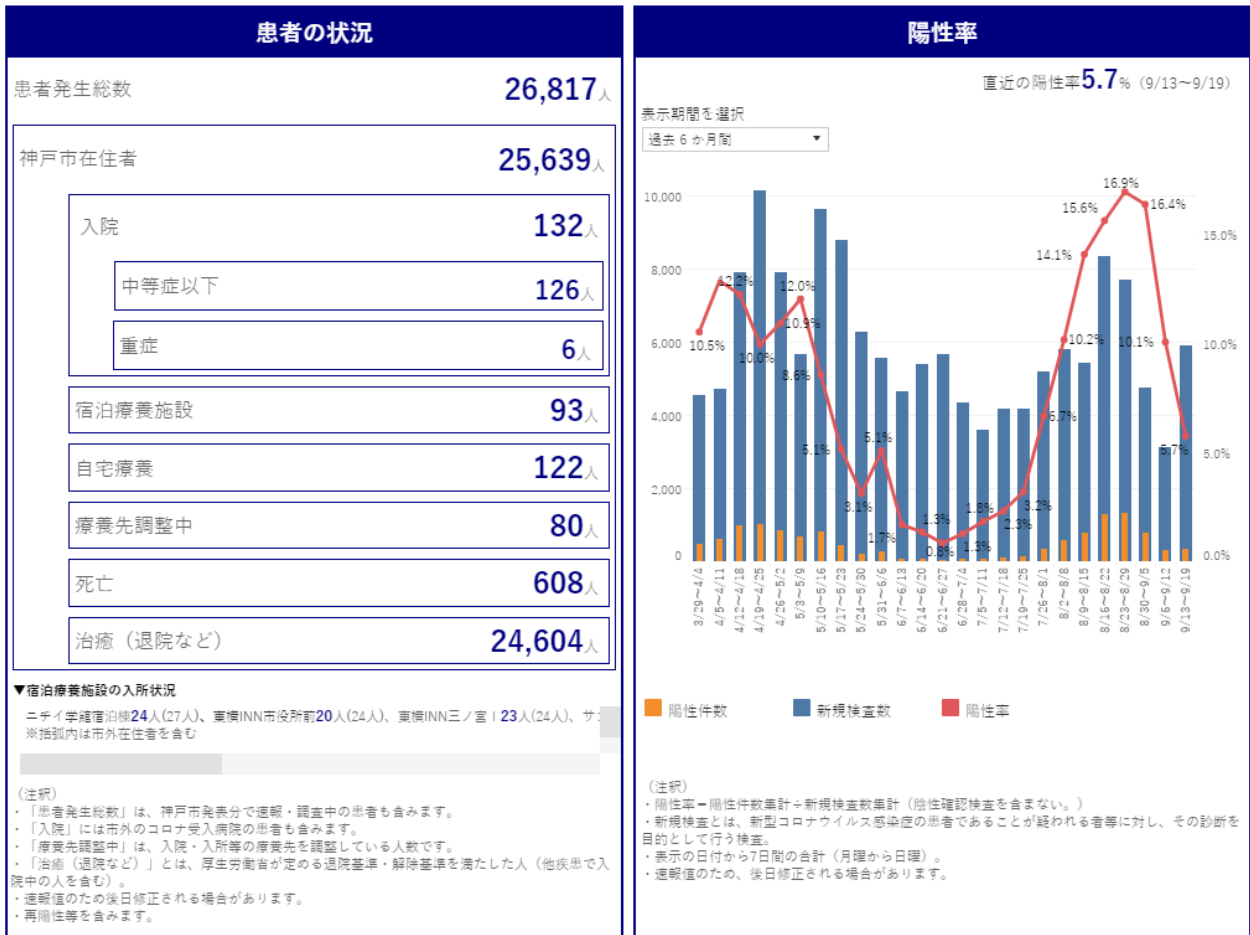


報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況（9月29日時点）

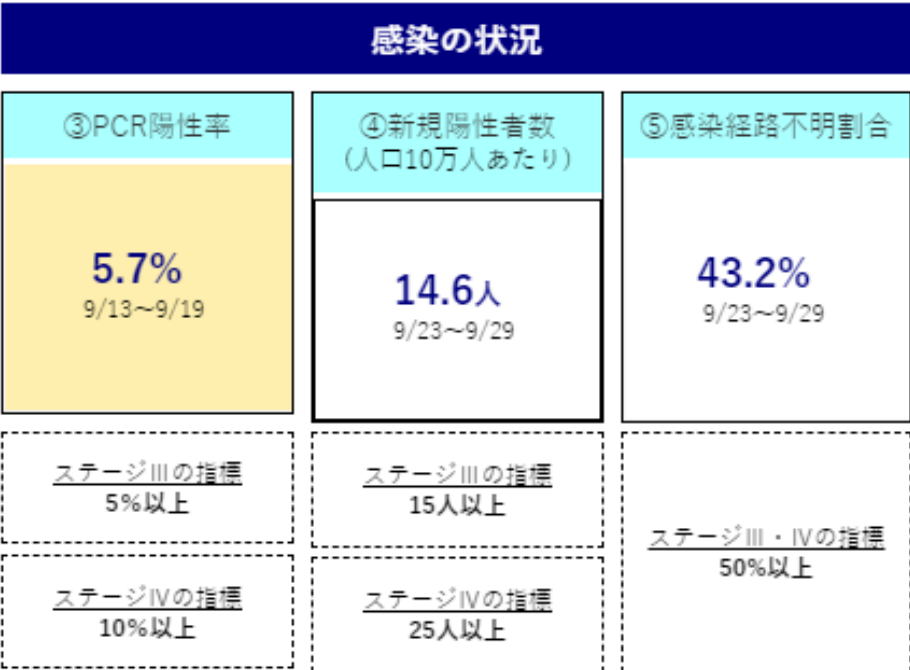
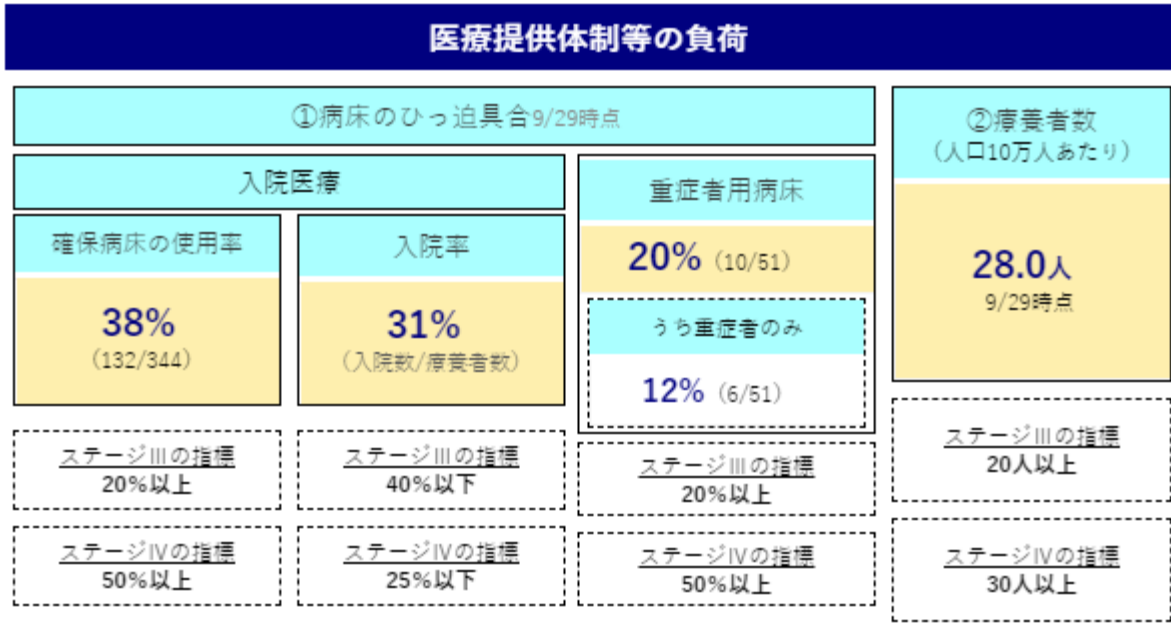
(1) 新規感染者数 30 人、入院者数 132 人、宿泊療養施設入所者数 93 人、  
自宅療養者数 122 人、療養先調整者数 80 人、死者数 608 人（累計）



| 1週間ごとの発表数 |      |      |      |      |      |      |      |        |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
|           | 木曜日  | 金曜日  | 土曜日  | 日曜日  | 月曜日  | 火曜日  | 水曜日  | 総計     |
| 9/23～9/29 | 72件  | 25件  | 61件  | 24件  | 13件  | 50件  | 30件  | 275件   |
| 9/16～9/22 | 108件 | 102件 | 105件 | 47件  | 38件  | 32件  | 91件  | 523件   |
| 9/9～9/15  | 216件 | 144件 | 157件 | 122件 | 60件  | 193件 | 126件 | 1,018件 |
| 9/2～9/8   | 332件 | 301件 | 214件 | 253件 | 65件  | 183件 | 328件 | 1,676件 |
| 8/26～9/1  | 307件 | 282件 | 330件 | 283件 | 126件 | 377件 | 299件 | 2,004件 |
| 8/19～8/25 | 392件 | 292件 | 276件 | 325件 | 106件 | 388件 | 388件 | 2,167件 |

(注釈)  
・発表日基準で集計。

政府が示す感染状況ステージの指標と神戸市の状況



## 2 国・県等の直近の主な動向

### (1) 国の直近の動向

- ・ 9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）
  - ・ 緊急事態宣言の区域変更  
期間延長：4月25日から9月30日まで  
(沖縄県は5月23日から、東京都は7月12日から、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、8月20日、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県については8月27日)  
対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県)
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
期間延長：8月2日から9月30日まで  
(石川県は8月2日から、福島県、熊本県は8月8日、香川県、鹿児島県については、8月20日、宮崎県については、8月27日、宮崎県、岡山県については9月13日)  
対象区域：宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
  
- ・ 9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）
  - ・ 令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところ、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年9月30日をもって、緊急事態措置が終了。

### (2) 県の直近の動向

- ・ 9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第61回）
  - ※緊急事態措置延長に基づく感染症対策の徹底
- ・ 9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第62回）
  - ※緊急事態宣言解除後の県独自措置

### (3) 関西広域連合の直近の動向

- ・ 9月23日 第23回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 3 本市の体制

- ・ 9月10日 令和3年度 神戸市の対応方針（第4弾-改定）を決定
  - ・ 緊急事態措置実施期間延長に伴う本市対応方針の改定
- ・ 9月29日 令和3年度 神戸市の対応方針（第5弾）を決定
  - ・ 緊急事態宣言解除後の本市対応方針の決定

### 4. 本市における感染拡大防止の取り組み

#### 本市の対応方針（第5弾）等に基づく主な取り組み

緊急事態宣言の解除後においても、感染再拡大を防ぐため、引き続き必要な医療提供体制の確保、ワクチン接種の取組の推進、基本的感染対策の徹底等を継続することで、感染対策と日常生活を両立させる取り組みを進めていく。

#### （1）医療提供体制の確保

- ・ 市民病院の通常医療制限、市内医療機関からの申し出によるコロナ受入病床の増床を行い、344床を確保。
- ・ 引き続き医療提供体制の安定確保を図るとともに、早期対応による重症化防止のため、以下の対応を行う。
  - ① 宿泊療養施設の強化
    - ・ 医療的ケア体制の充実
  - ② 自宅療養者への早期対応体制を強化
    - ・ 自宅療養者フォローアップチーム及びフォローアップ本部の設置
  - ③ 抗体カクテル療法の促進
    - ・ 中央市民病院 抗体カクテル療法センターの設置
  - ④ コロナ治癒後の転院の促進
    - ・ 重症者のコロナ治癒後の転院促進の支援等

#### （2）感染症神戸モデルの強化

- ・ 感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して、各保健センターに保健師を1名増員し、指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底。

#### （3）検査の実施体制等

- ・ 市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。
- ・ 医療機関、福祉施設、学校園等において、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築。

#### (4) 変異株への対応

- ・感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見、早期対応による感染拡大やクラスター防止を強化。
- ・変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

#### (5) ワクチン接種促進

- ・ワクチン接種が進んでいる高齢者の新規感染・重症者の割合は激減している一方、20歳・30歳代の感染者数や40歳・50歳代での重症化割合が増大し、8月31日には接種対象となる12歳以上の全市民の接種を開始しており、着実にワクチン接種を進めるとともに、ワクチンの効果・有効性について積極的に発信していく。
- ・19歳以上については迅速に接種を進めており、12歳から18歳については8月31日に予約接種を開始。
- ・妊娠中の方とその夫・パートナーの「ワクチン優先接種」を実施。
- ・11歳以下のこどもの親向けの優先予約開始。(9月14日から)
- ・若年層向け優先予約開始。(9月14日から)

#### (6) 感染拡大防止の取組み

##### ① 市民広報

- ・神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画に加えて、感染者からの実体験談を音声配信。(9月29日現在 約34万回再生)
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始。  
(5月10日から)(9月29日現在 約2万回再生)
- ・市長による定例会見、市民向けメッセージの動画配信 (YouTube)、テレビ出演等による情報発信。
- ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ (9月29日現在 計38回)
- ・市ホームページ、SNS、広報紙こうべ、デジタルサイネージ等の活用により、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信を実施。

##### ② 事業者・事業所への呼びかけ

「基本的な感染防止対策の徹底」「外出・移動自粛の要請」「出勤削減・テレワーク等の取り組み」等を依頼(4月1日、4月25日、5月10日、6月21日、7月30日、8月20日、9月30日に発出)。

##### ③ ワクチン接種に関する広報

- ・ワクチン予約・接種が円滑に進むよう、市ホームページ、SNS、広報紙こうべ等を活用した広報を実施。

## (7) 市立学校園

- ・引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

## (8) 保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。
- ・感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

## (9) 社会福祉施設等

- ・高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。
- ・訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮。

## (10) 経済対策について

- ・度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、影響が拡大・長期化している市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求める。
- ・現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

### (主な支援施策)

#### ①家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）※11月頃より再拡充予定

##### <対象事業者>

一時支援金・月次支援金（国の支援策）や県の協力金を受給するなど売上げが大幅に減少しており、かつ事業に供する建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を市内に賃借している事業者

#### ②事業所税減免制度

##### <対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

#### (11) 市有施設等の対応

- ・10月1日から10月21日までの間、市有施設は、原則、21時までの開館とし、兵庫県の対応方針に沿って対応する。
- ・人数上限の目安
  - 収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%（最大10,000人）
  - 収容人数10,000人以下の場合、5,000人
- ・収容率の目安
  - 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
  - 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

#### (12) イベント等の対応

- ・10月1日から10月30日までの間、次のとおり対応する。
- ・人数上限及び収容率の目安は(11)市有施設等の対応に準拠し、21時までに終了することを求める。
- ・市内におけるイベント等について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じたうえで、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。
- ・主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

#### (13) 市営地下鉄・市バスの減便

- ・市営地下鉄西神・山手線で実施している平日の終電繰上げは、10月1日（金）の実施をもって終了とする。
- ・市営地下鉄西神・山手線及び海岸線で実施している22時以降の夜間減便は、兵庫県の時短要請にあわせ、当面の間継続する。
- ・市バスの主要系統における土曜・日祝の昼間時間帯の減便及び、六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便の運休は終了とし、10月2日（土）より通常ダイヤとする。

#### (14) 庁内勤務体制

- ・新型コロナウイルス感染症対応を着実にを行うために引き続き万全の体制を確保するため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。
- ・引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

#### (15) 備蓄物資の確保等

- ・感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。
- ・災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。